

介護職員初任者研修費補助制度

刈谷市では、新たな介護人材の確保に向けた取組を促進するため、介護職員初任者研修を受講し、一定の要件を満たした介護職未経験者や復職を目指す個人等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象となる研修（以下「研修」という）

- ・ 介護職員初任者研修

補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という）

次の要件をいずれも満たす者

- ・ 補助金の交付の申請をする日（研修の申込期限まで）において、介護サービスを行う事業所に勤務していない者
- ・ 市内に住所を有している者
- ・ 新たに市内の事業所に勤務する意思のある者
- ・ 市が賦課徴収を行う税金を滞納していない者

補助対象となる条件

- ・ 補助対象者が研修を受講し、修了すること。（研修開始から修了までが同一年度であること。）
- ・ 補助対象者が当該研修の受講料の全部を負担すること。
- ・ 当該受講料について国、県その他の機関から補助金等の交付を受けていないこと。

補助金の額

- ・ 受講料に、2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる）

【問合せ先】

刈谷市役所 長寿課 介護保険企画係

電 話 : 0566-62-1013（直通）

F A X : 0566-24-2466

メール : choujyu@city.kariya.lg.jp



補助金の申請手続きの流れ

申請者
(市内に住所を有する個人)

刈谷市役所
長寿課

申請書

添付書類

① 交付申請 研修の申込期限よりも前に申請

・ 受講する研修の実施日及び受講料を確認できるもの

② 交付決定通知

※ 交付申請後、10日ほどで通知します。

交付決定
通知書

③ 研修の修了

実績報告書
兼請求書

添付書類

④ 実績報告 研修修了後90日以内に報告(※)

(※) 研修の修了日から起算して90日を経過する日より年度の末日
(3月31日)の方が早い場合は、年度の末日までに報告。

- ・ 受講料の支払を証する書類の写し
- ・ 受講した研修の修了証書の写し

⑤ 補助金の交付

※ 実績報告後、3～4週間後に振込みます。

※ 振込みに際して、通知等はありません。

★申請書等の作成に当たっては、各様式の「記入例」を必ずご確認ください★